

様式第4（第6条関係）

事業者の定める算定方法一覧表

事業者名 旭川ガス株式会社（旭川地区）

収益・費用・資産の項目	算定方法	算定方法を定める理由
(費用) 供給販売費	ホルダー費用を託送費用とする。	ホルダー費用は、導管の圧力制御に関する費用であり、託送供給に関連する費用であるため。
(資産)	託送資産の算定において、ホルダー資産を加算。	ホルダー資産は、導管の圧力制御に関する資産であり、託送供給に関連する資産であるため。

様式第4（第6条関係）

事業者の定める算定方法一覧表

事業者名 旭川ガス株式会社（江別地区）

収益・費用・資産の項目	算定方法	算定方法を定める理由
(費用) 供給販売費	ホルダー費用を託送費用とする。	ホルダー費用は、導管の圧力制御に関する費用であり、託送供給に関連する費用であるため。
(資産)	託送資産の算定において、ホルダー資産を加算。	ホルダー資産は、導管の圧力制御に関する資産であり、託送供給に関連する資産であるため。